

「一般事業主行動計画」

4つの経営理念の一つである「職員一人ひとりが幸せで、やりがいのある病院」の理念追求の一環として、仕事と子育てを両立させ、職員全員が働きやすい環境を整備することにより、職員がその能力を十分に発揮させるようにするため、次のように行動計画を定めます。

■計画期間

平成28年4月1日～平成33年3月31日までの5年間

■内 容

【女性活躍推進法】

①短時間正職員制度の定着

対策

- 平成28年4月～： 短時間正職員制度の職員への周知
短時間正職員制度の見直し

②男性育児休業取得の推進

対策

- 職場内で協力し合い、男性が育児休業を取得しやすい環境づくり
(男性育児休暇取得率 85%以上)

③両立支援を含めた働きやすい職場づくりの推進

対策

- 平成28年4月～： 第三者機関による職員意識調査を実施、改善
(1回/2年)

【次世代法】

④子供が保護者である職員の働いているところを実際に見る事ができる子供参観日」の実施

- 平成28年4月～： 子供の夏休み期間等に、職員の小学生の子供を対象に職場体験見学「キッズデイ」を実施し、親子の触れ合いの場を提供

⑤若年者に対するインターシップ等の職場体験機会の提供

対策

- 平成28年4月～： 中・高生・専門学校生・大学生等の学生を対象に看護・介護、リハビリ等の職場体験として実施

平成28年4月1日